

公 告

市有財産の売払いについて、次のとおりインターネットによる一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６第１項の規定に基づき公告する。

令和７年４月１４日

小牧市長 山下 史守朗

１ 一般競争入札に付する事項

物件 番号	財産名称	規格	メーカー	予定価格 (円)	入札保証金 (円)
1	その他の一般医療機器	超低温フリーザー UD-80W74NF	株式会社 EBAC	10,000	1,000

※予定価格とは、あらかじめ小牧市が定めた最低落札価格をいう。

２ 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の（１）から（９）までのいずれにも該当しない者であること。

- （１）地方自治法施行令第１６７条の４第１項又は第２項各号に該当すると認められる方
- （２）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号、第６号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という）に該当する者。法人にあっては、役員等（法人の役員またはその支店もしくは営業所等を代表するものをいう）が暴力団員に該当する者
- （３）無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）第５条第１項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員となっている者
- （４）日本語を完全に理解できない方

- (5) 小牧市が定めるガイドライン（以下「市ガイドライン」という。）
及び KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容
を承諾せず、順守できない方
- (6) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする
場合でこれらの資格などを有していない方
- (7) 当該公有財産に関する事務に従事する小牧市の職員
- (8) 18 歳未満の方
- (9) 日本国内に住所、連絡先がいずれもない方

3 入札の参加申込み等に関する事項

一般競争入札に参加しようとする者は、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供するインターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）画面上で参加仮申し込みなど一連の手続きを行うこと。

(1) 仮申し込み

令和 7 年 4 月 14 日（月）午後 1 時から

令和 7 年 5 月 1 日（木）午後 2 時まで

(2) 本申し込み

仮申し込み者は、令和 7 年 5 月 22 日（木）までに入札保証金を納付し、公有財産売却一般競争入札参加申込書に以下の書類を添付して小牧市へ提出すること。期限までに提出しない者は、本入札に参加することができない。

< 提出書類 >

個人の場合	○住民票 ※添付書類の住民票を、公的機関発行の証（運転免許証、保険証等）の写しをもって代えることができる。 ※日本国籍を有しない方は住民票に代わり在留カード、特別永住者証明書又は外国人登録証明書
法人の場合	○履歴事項全部証明書又は登記簿謄本

※添付書類は、入札日前 90 日以内に交付されたもの。写し可。

< 提出場所 >

〒485-8650

小牧市堀の内三丁目1番地

小牧市総務部契約検査課

< 提出期限 >

令和7年5月22日（木）までに必着のこと。

4 入札等の場所及び期間

（1）場所

公有財産売却システム上

（2）入札期間

令和7年5月20日（火）午後1時から

令和7年5月27日（火）午後1時まで

（3）開札

令和7年5月27日（火）午後1時から

5 入札の方法

（1）公有財産売却システムにより入札金額を登録する。なお、この登録は、一度しか行うことができない。

（2）郵便による入札書の提出は認めない。

6 入札保証金に関する事項

入札参加しようとする者は、3の手続きと共に売却物件ごとに定めら

れた入札保証金を指定された納付方法により納付すること。

(1) 納付方法

入札保証金の納付は、クレジットカードによる納付のみとする。
公有財産売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加
仮申し込みを行い、入札保証金を所定の手続きに従って、クレジットカードにて納付すること。

(2) 入札保証金の充当

落札者の納付した入札保証金は、契約保証金及び売却代金に充当する。

(3) 落札者以外の者には、クレジットカードからの入札保証金の引き落としを行わない。

(4) 落札者が、小牧市が定める契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、入札保証金は小牧市に帰属する。

7 入札の無効

2に示した入札参加資格のない者のした入札及び市ガイドラインに違反した入札は無効とする。

8 落札者の決定の方法

入札期間終了後、小牧市は開札を行い、物件ごとに、公有財産売却システム上の入札において、入札価格が予定価格以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定する。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定する。なお、落札者の決定に当たっては、落札者のログイン ID に紐づく会員識別番号を落札者の氏名（名称）とみなす。

9 契約及び契約保証金に関する事項

落札者は、落札決定後、小牧市からの契約締結に関する案内に従い小牧市と契約を締結しなければならない。

(1) 契約締結期限

令和7年6月6日（金）午後5時00分

落札者が、契約締結期限までに契約しなかったとき、及び落札者が公有財産売却の参加仮申し込みの時点で18歳未満の方など公有

財産売却に参加できない者の場合に、売却の決定が取り消される。

(2) 契約保証金

6の(2)により、入札保証金を契約保証金に充当する。

(3) 必要書類

契約に際しては、小牧市より契約書(2通)を送付するので、落札者は必要事項を記入・押印のうえ、契約締結期限までに小牧市に直接持参又は郵送すること。

10 売払代金の納入

落札者は契約締結後、売払代金の納付期限までに指定された納付方法により売払代金の残金を一括で納付すること。売払代金の納付にかかる費用は落札者の負担とする。売払代金を期日までに納付した場合でも、契約締結期限までに契約しない場合は9の(1)のとおり、売却の決定が取り消されるものとする。

(1) 売払代金納付期限

令和7年6月10日(火)午後2時30分

(2) 納付方法

売払代金は、小牧市が発行する納付書により納付すること。小牧市が納付期限までに売払代金の納付を確認できることを条件とする。

(3) 売払代金の残金の金額

売払代金の残金は、売却価格から契約保証金(契約保証金に充当した入札保証金)を差し引いた金額となる。

11 所有権の移転及び名義変更

(1) 売却物件の所有権は、落札者が売払代金の残金を納付し、小牧市が納付の確認をした時点で移転するものとする(契約を締結していることを条件とする)。

(2) 引渡しに要する費用及び所有権移転に要する費用等は、落札者の負担とする。

12 その他

(1) 売却物件は経年による劣化、使用によるキズ及び不具合が複数箇

所あるので、充分理解した上で入札すること。売払い物件に、種類・品質又は数量に関して契約内容に適合しない状態であることを発見しても、契約金額の免除、若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできない。

(2) 公有財産売却システムに不具合が生じた場合や、入札を継続することが困難であると判断した場合は、入札を中止することがある。この場合、入札参加申込者が手続きに要した費用に関して、小牧市は負担しないものとする。

(3) 本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、落札者の負担とする。

1 3 問合せ先

小牧市堀の内三丁目1番地

小牧市総務部契約検査課

電話（0568）76－1103（直通）